

↑**1**資格係より

「県の土木建築部からメールが届いた。経審の基

め経審で評価対象となる技術者を審査基準日=決算日以前に6か月を越える恒常的な雇用関係のある者に限る…としましたが、その計算期間の取扱いが問題です。常識的には、例えば6/30が決算日の場合、その年の1/1か

準改正を県のHPに掲載…って何の事?」「国交省から、H23.4月改正の手引き等を郵送してきたが…?」

と建設業の知事許可と大臣許可の方々から続け

**経審でOK 6か月勤務の期間の技術者…6か月勤務に注意!**

ら勤務しておればOKと考えますが、取扱いは違います。「以前」

て問合せがありました。当豆ニュースNo.224(H22.8月号)でお知らせした経審で認められる技術者の要件に関する事がポイントになっています。技術者の名義借り等の不正を防止するた

の起算日は6/29で「6か月を越える」とは6か月と1日前なので12/30ではなく12/29だということです。屁理屈めいた解釈ですが文言通り解釈したらこうなるのでしょ。社保加入も条件ですので要注意です。



「建設工事で出る廃棄物の処理責任はすべて

元請業者が負う。下請業者が自ら少量の廃棄物を現場の外に運搬する事を例外的に認める場合もあるが、量や運搬条件を厳しくす

のが困難で、責任が曖昧になる。その結果、行政の指導や処分がきちんと出来なかったり不法投棄が横行したりする…といった事があります。一方、排出事業者でなくなる下請業者について

る…」という改正廃棄物処理法が4/1に施行されま

**4月施行の改正 元請に全責任**

は不適正な処理が出ないよう現場内の保管基準等の

す。廃棄物の適正な処理責任を負っている排出事業者を、元請業者に一元化する事になった背景には、下請け・孫請けといった建設工事では、個々の廃棄物について実際に出した事業者を特定する

規定が設けられます。下請業者の運搬を認める例外は①維持・修繕工事やかし補修の工事で500万円以下②1回当りの運搬量が1㎡以下で保管は×…等です。

許可認可係より

当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の回線ですのでご了承下さい。  
～ ① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 の2番号です ～